

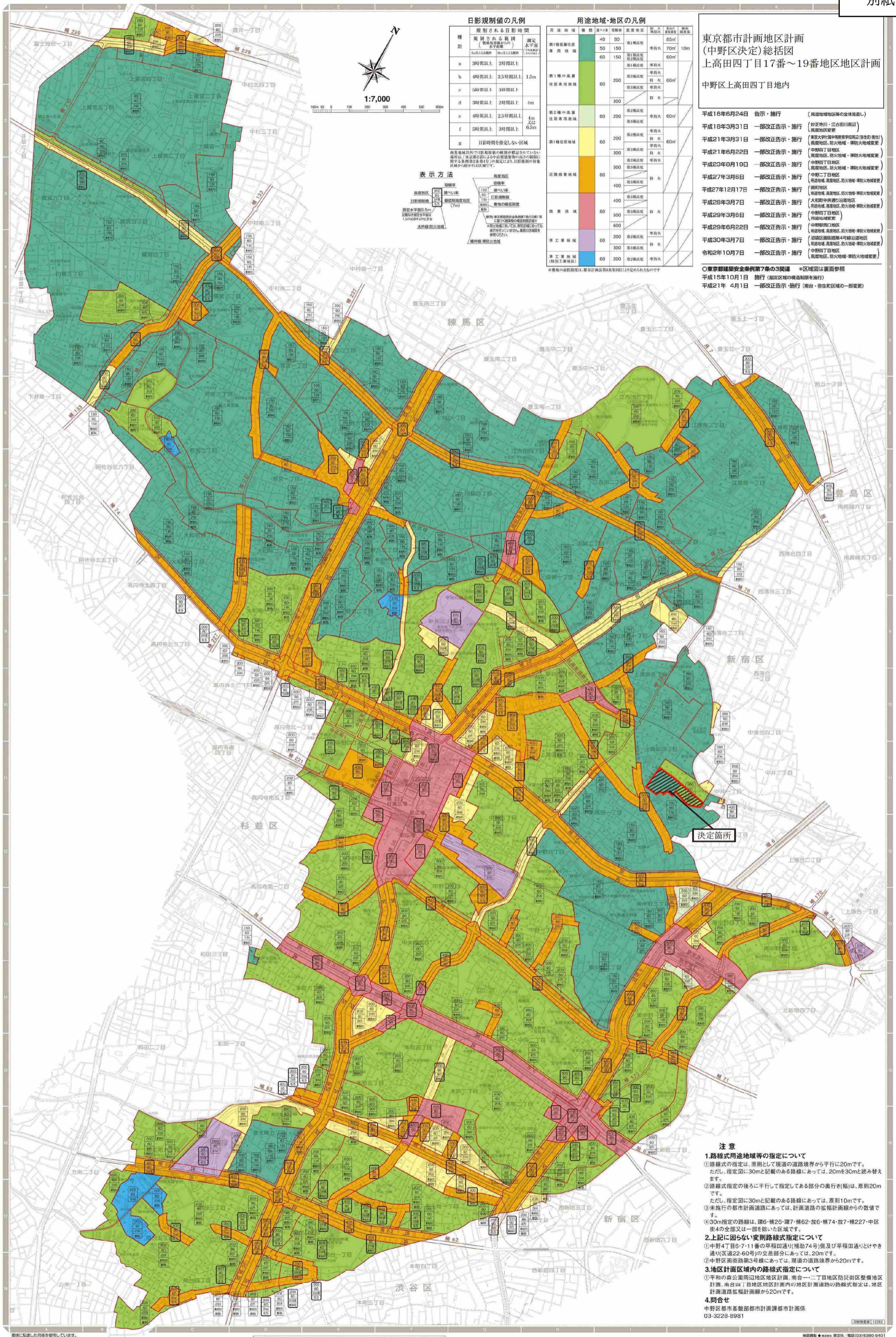
東京都市計画地区計画
(中野区決定)総括図
上高田四丁目17番～19番地区地区計画

中野区上高田四丁目地内

- 平成16年6月24日 告示・施行 (用途地域地区の全体見直し)
- 平成18年3月31日 一部改正告示・施行 (妙正寺川・江古田川周辺 高度地区変更)
- 平成21年3月31日 一部改正告示・施行 (東京大学附属中等教育学校周辺(改訂)周辺(高度地区、防火地域、消防防火地域変更))
- 平成21年6月22日 一部改正告示・施行 (中野区上高田地区(高度地区、防火地域、消防防火地域変更))
- 平成20年9月19日 一部改正告示・施行 (中野区上高田地区(高度地区、防火地域、消防防火地域変更))
- 平成27年3月6日 一部改正告示・施行 (中野区上高田地区(高度地区、防火地域、消防防火地域変更))
- 平成27年12月17日 一部改正告示・施行 (中野区上高田地区(高度地区、防火地域、消防防火地域変更))
- 平成28年3月7日 一部改正告示・施行 (中野区上高田地区(高度地区、防火地域、消防防火地域変更))
- 平成29年3月6日 一部改正告示・施行 (中野区上高田地区(高度地区、防火地域、消防防火地域変更))
- 平成29年6月22日 一部改正告示・施行 (中野区上高田地区(高度地区、防火地域、消防防火地域変更))
- 平成30年3月7日 一部改正告示・施行 (中野区上高田地区(高度地区、防火地域、消防防火地域変更))
- 令和2年10月7日 一部改正告示・施行 (中野区上高田地区(高度地区、防火地域、消防防火地域変更))

○東京都市計画条例第7条の3関連 ※区域図は裏面参照
 平成15年10月1日 施行 (指定区域の構造制限を施行)
 平成21年 4月1日 一部改正告示・施行 (南・西生町地区の一部変更)

日影規制値の凡例		用途地域・地区の凡例	
種別	規制される日影時間 (敷地及び敷地内) ※敷地外の日影時間は考慮しない	用途地域	種別
a	3時間以上 2時間以上	第1種低層住居専用地域	第1種低層住居専用地域
b	4時間以上 2.5時間以上	第1種中高層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域
c	5時間以上 3時間以上	第2種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域
d	3時間以上 2時間以上	近隣商業地域	近隣商業地域
e	4時間以上 2.5時間以上	商業地域	商業地域
f	5時間以上 3時間以上	準工業地域(特種工業地区)	準工業地域(特種工業地区)
※	日影時間を指定しない区域		



決定箇所

- 注意**
- 1.路線式用途地域等の指定について
 - ①路線式の指定は、原則として現道の道路境界から平行に20mです。ただし、指定図に30mと記載のある路線については、20mを30mと読み替えます。
 - ②路線式指定の後ろに平行して指定してある部分の通行幅(幅)は、原則20mです。ただし、指定図に30mと記載のある路線については、原則10mです。
 - ③未施行の都市計画道路については、計画道路の幅員計画線からの数値です。
 - ④30m指定の路線は、環6・環6-2・環7・環7-2・環7-3・環7-4・環7-5・環7-6・環7-7・環7-8・環7-9・環7-10・環7-11・環7-12・環7-13・環7-14・環7-15・環7-16・環7-17・環7-18・環7-19・環7-20・環7-21・環7-22・環7-23・環7-24・環7-25・環7-26・環7-27・環7-28・環7-29・環7-30・環7-31・環7-32・環7-33・環7-34・環7-35・環7-36・環7-37・環7-38・環7-39・環7-40・環7-41・環7-42・環7-43・環7-44・環7-45・環7-46・環7-47・環7-48・環7-49・環7-50・環7-51・環7-52・環7-53・環7-54・環7-55・環7-56・環7-57・環7-58・環7-59・環7-60・環7-61・環7-62・環7-63・環7-64・環7-65・環7-66・環7-67・環7-68・環7-69・環7-70・環7-71・環7-72・環7-73・環7-74・環7-75・環7-76・環7-77・環7-78・環7-79・環7-80・環7-81・環7-82・環7-83・環7-84・環7-85・環7-86・環7-87・環7-88・環7-89・環7-90・環7-91・環7-92・環7-93・環7-94・環7-95・環7-96・環7-97・環7-98・環7-99・環7-100
 - 2.上記に因らない変則路線式指定について
 - ①中野4丁目6-7-11番の早稲田通り(補助74号)側及び早稲田通りとやき通り(区道22-60号)の交差点部分については、20mです。
 - ②中野区南町路第3号線については、現道の道路境界から20mです。
 - 3.地区計画区域内の路線式指定について
 - ①平和の森公園周辺地区地区計画、南台一丁目地区防災街区整備地区計画、南台四丁目地区地区計画内の地区計画道路の路線式指定は、地区計画道路幅員計画線から20mです。
 - 4.問合せ
 - 中野区都市基盤部都市計画課都市計画係
03-3228-8981

東京都市計画地区計画の決定（中野区決定）

都市計画上高田四丁目17番～19番地区地区計画を次のように決定する。

名 称	上高田四丁目17番～19番地区地区計画	
位 置※	中野区上高田四丁目地内	
面 積※	約2.5ha	
地区計画の目標	<p>本地区は、中野駅から北東に約1.5kmの距離に位置し、最寄り駅である西武新宿線新井薬師前駅が北西約450mに位置するほか、東中野駅や落合駅、中井駅にも近接し、都心への交通利便性が高い地区である。</p> <p>本地区の南側一帯には防災上の課題を抱える木造密集地域が広がっている。一方、地区の一部及び北側の隣接地には広域避難場所（哲学堂公園一帯）や避難所（第五中学校）があり、防災上の拠点となっている。本地区はこの2つのエリアの間に位置しており、旧耐震基準による集合住宅が集積した地区である。</p> <p>そのうち、地区の西側に位置して、大規模敷地を有する集合住宅については、オープンスペースや緑化空間も充実していることから、地域の良い環境形成に寄与している。また、敷地内の広場は、中野区地域防災計画において、上高田高層団地防災会の防災活動拠点に位置付けられている。なお、敷地内には防災性に課題のある斜面地が現存している。</p> <p>一方、本地区東側には、長期未開設の都市計画公園があり、貴重な広がりのある空間が活かされていない。当該公園の南側には、狭い道路にのみ接道する旧耐震基準による集合住宅や接道が不十分な小規模宅地が存在する。また、本地区の地形には高低差があり、南北方向の歩行者交通のための空間が不十分であることから、歩行者ネットワークに課題を抱えている。</p> <p>本地区は、中野区都市計画マスタープランでは、中層住宅地区に位置付けられるとともに、住宅市街地の開発整備の方針では、重点地区（上高田四丁目地区）に位置付けられ、敷地を有効活用することにより、住環境の整備及び多様な機能が調和した街区の形成を推進し、地域の活性化を図ることとされている。</p> <p>このような地区及び周辺地域の状況を踏まえ、以下のような市街地形成を図ることを目標とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災性の高い地区を形成し、広域避難場所等と連携する一体的な防災拠点の形成 2 集合住宅の再生等により土地の有効利用を図り、多様な世代が快適に生活でき、みどり豊かで良好な環境の形成 3 安全で快適な歩行者ネットワークを形成するとともに、地区内公園等をつなぐみどりのネットワークを形成 4 都市計画公園の整備に併せた公共施設の再編等により、公園・道路等の機能を拡充するとともに、安全で快適な歩行者空間を形成することで、みどり豊かな住環境を形成する。 	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<ol style="list-style-type: none"> a 大規模敷地を有する集合住宅の建て替えにあわせた適正な土地の有効利用により、広場や緑化空間等のオープンスペースを確保し、みどり豊かで良好な住環境の形成を図るとともに、地域の防災性の向上を図る。 b オープンスペースには、防災関連施設の設置や円滑な避難活動に寄与する空間を形成し、北側に位置する避難所等と連携した防災拠点の形成を図る。 c 旧耐震基準による集合住宅の建て替えにより、敷地の安全性を確保し、地域の安全性向上に寄与する。 d 都市計画公園の整備に併せた公共施設の再編等により、公園・道路等の機能を拡充するとともに、安全で快適な歩行者空間を形成することで、みどり豊かな住環境を形成する。
	地区施設の整備の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 区画道路 <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画公園の整備に併せて道路の配置替えを行い、公園の中央を分断する道路を廃止して公園周囲に道路を配置する。

		<p>また、整備の際には、隣接する都市計画公園と連携した歩車共存道路として整備するとともに、接続する既存道路との交差部の安全にも配慮する。</p> <p>このことにより、公園機能の拡充、歩行者ネットワークの確保、隣接する宅地の接道状況の改善など、土地利用の健全化と防災性の向上を図る。</p> <p>2 緑道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みどりが感じられるゆとりある歩行者空間を確保するとともに、高低差のある地区の南北方向の歩行者交通を円滑化し、地区内外の緑化空間をつなぐみどりのネットワークの形成を図る。また、高低差のある地区内公園の連携を強化し、公園機能の向上を図る。 ・災害時の円滑な避難活動に寄与するものとして、防災性の向上を図る。 <p>3 公園（上高田台公園）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の憩いの場・交流の場、災害時の避難スペースとしての機能の維持・向上を図る。 <p>4 広場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の憩いの場となるとともに、隣接する広域避難場所や避難所と連携し、かまどベンチ、マンホールトイレ等の防災関連設備を備えた防災性を向上させる広場を整備する。 <p>5 緑地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植栽や樹木等と壁面の位置の制限により確保される歩行者空間を一体的に整備するとともに、斜面地の緑化により、潤いのあるみどり豊かな沿道景観を形成する。 				
	建築物等の整備の方針	<p>1 敷地内に有効な空地を確保し、防災性を高めるとともに、ゆとりのある良好な住環境の形成を図るため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。</p> <p>2 圧迫感に配慮するとともに、安全で快適かつ防災上有効な歩行者空間を確保するため、壁面の位置の制限を定める。</p> <p>3 地区の良好な街並み形成を図るため、建築物等の形態又は色彩その他意匠の制限を定める。</p> <p>4 敷地内の緑化を推進し、潤いある街並みを形成するため、垣又は柵の構造の制限及び土地利用に関する事項を定める。</p> <p>5 本地区におけるみどりの保全と創出を図るため緑化率を定める。</p> <p>6 建築物等の配置及び形状等は、周辺市街地への日影環境や圧迫感の軽減に配慮する。</p>				
地区整備計画	位置	中野区上高田四丁目地内				
	面積	約2.1ha				
	種類	名称	面積	幅員	延長	備考
	道路	区画道路	—	4m	約180m	新設（一部、廃止）
	公園	公園 （上高田台公園）	約840㎡	—	—	既存
	その他の公共空地	緑道1号	—	4m	約15m	一部、新設 区有通路及び壁面の位置の制限により確保される歩行者空間部分
緑道2号		—	4m	約110m		
緑道3号		—	4m	約45m	新設（緑地、階段等を含む）	
広場		約350㎡	—	—	新設	

		緑地1号	約400㎡	—	—	既設
		緑地2号	約300㎡	—	—	既設
		緑地3号	約900㎡	—	—	新設
建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	5,000㎡ ただし、公共施設等公益上必要なものについてはこの限りではない。 また、建築基準法第86条に定める一の敷地とみなすこと等による制限の緩和を適用する区域については、当該一団地を一の敷地とみなし適用する。				
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は、計画図3に示す壁面線を超えて建築してはならない。壁面後退による空地は、樹木や緑地、土地の高低差等に配慮しながら歩行者空間を確保する。ただし、次の各号に該当する建築物等はこの限りではない。 (1) 歩行者の回遊性及び利便性を高めるために設ける階段等及びこれらに設置する柱、壁その他これらに類するもの (2) 地盤面下に設けられる建築物又は建築物の部分 (3) 建築物の出入口に設置する庇及びこれを支える柱 (4) 歩行者又は施設利用者等の安全を確保するために必要な庇、手すり、柵その他これらに類するもの (5) 駐車場の用に供する車路の出入口の部分 (6) ガス供給に係る整圧器等公益上必要なもの (7) 敷地面積が50㎡以下の建築物の敷地で区長が敷地の形態上やむを得ないと認めた建築物				
	建築物等の形態又は色彩その他意匠の制限	1 建築物等の形態、意匠、色彩は周辺の環境と調和したものとする。 2 屋外広告物を設置する場合は、周辺環境との調和を図り、景観を良好に維持できる色彩・構造とするとともに、腐朽、腐食、破損しやすい材料を使用してはならない。				
	垣又は柵の構造の制限	道路に面して設置する垣又は柵は、生垣又は透視性のあるフェンス等とする。ただし、地盤面からの高さが0.6m以下の部分についてはこの限りでない。				
	建築物の緑化率の最低限度	5,000㎡以上の敷地で建築行為を行う場合、1.5/10				

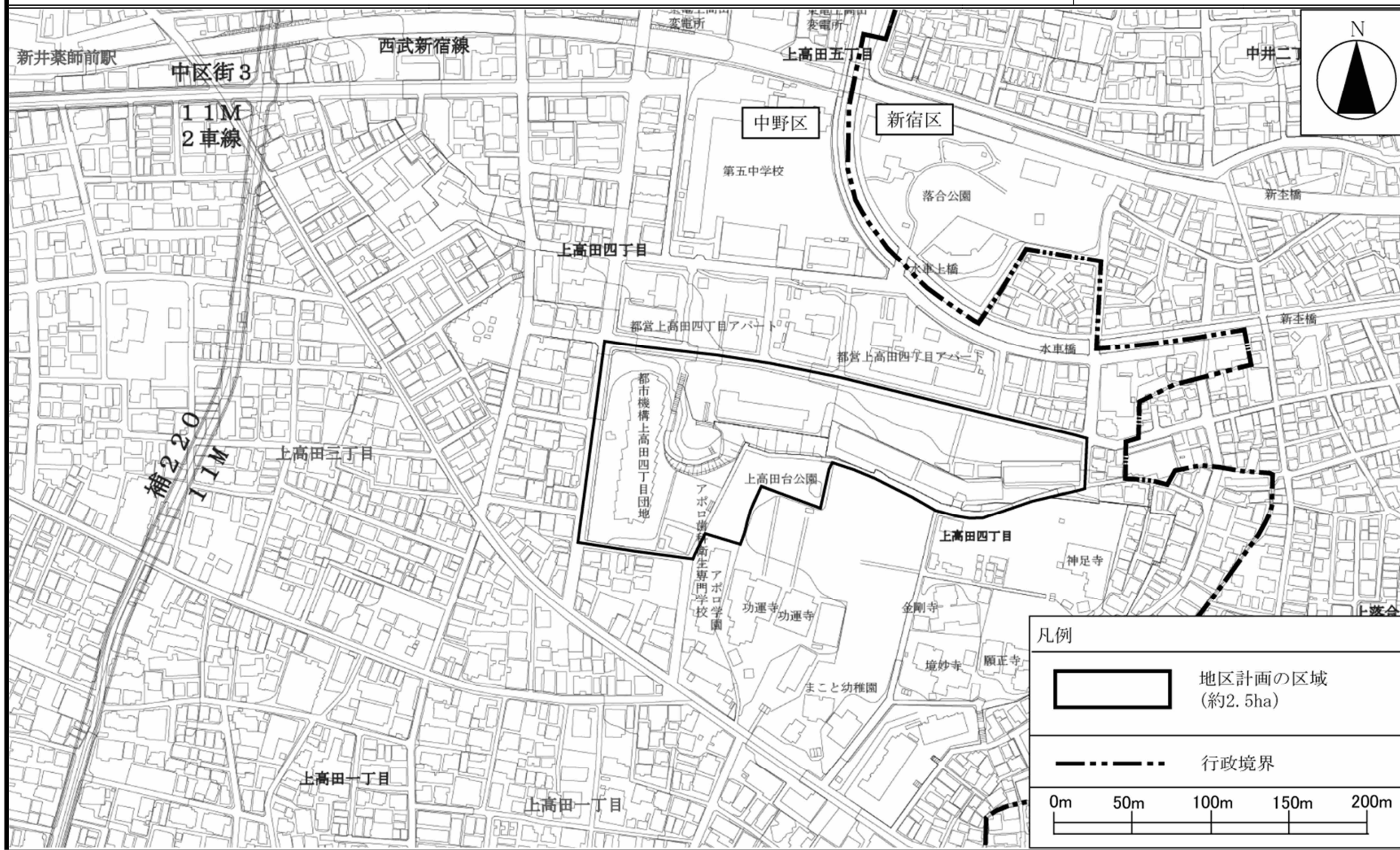
「区域、地区施設の配置、壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

理由： 集合住宅の再生等を契機に、土地の有効利用を図り、緑豊かで良好な居住環境や防災性の高い安全・安心な地区を形成するため地区計画を決定する。

東京都市計画地区計画

上高田四丁目17番～19番地区地区計画 位置図

〔中野区決定〕



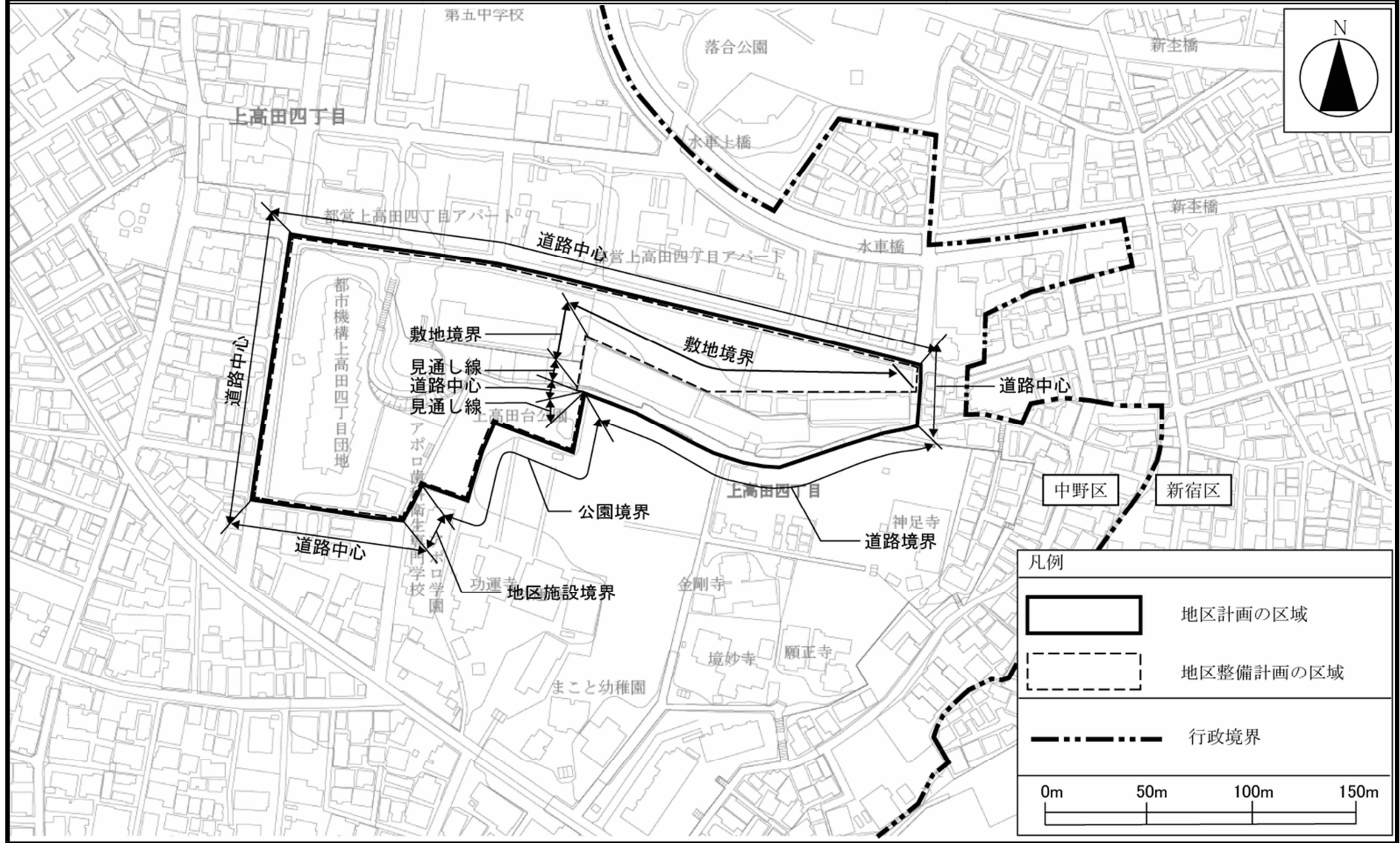
この地図は、東京都知事の承諾を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ずる。

(承認番号) MMT 利許第 04-K114-1 号 令和 4 年 6 月 24 日 (承認番号) 4 都市基街都第 125 号 令和 4 年 7 月 4 日

東京都市計画地区計画

上高田四丁目17番～19番地区地区計画 計画図1

[中野区決定]

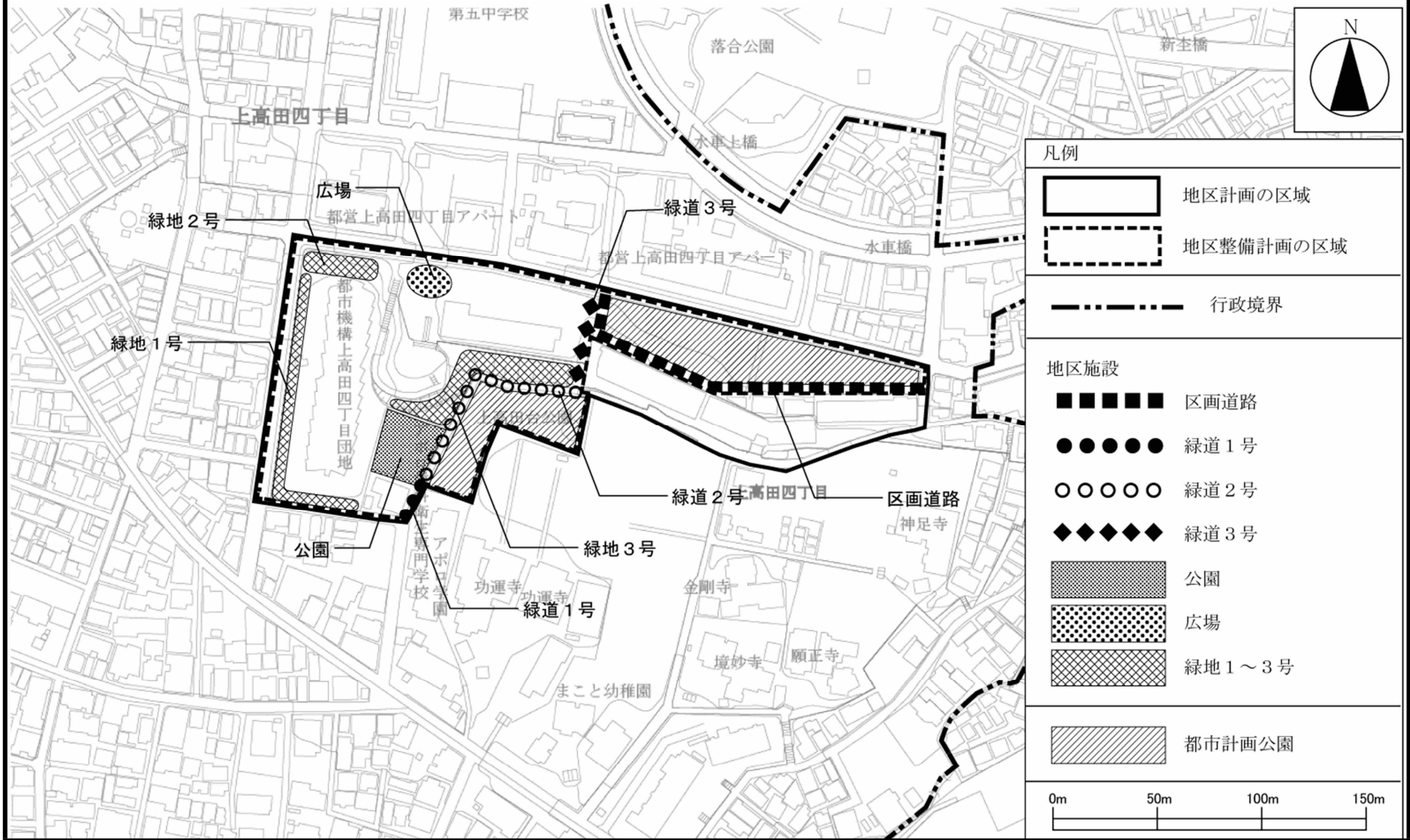


この地図は、東京都知事の承諾を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) MMT 利許第 04-K114-1 号 令和4年6月24日

東京都市計画地区計画

上高田四丁目 17番～19番地区地区計画 計画図2

[中野区決定]

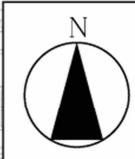
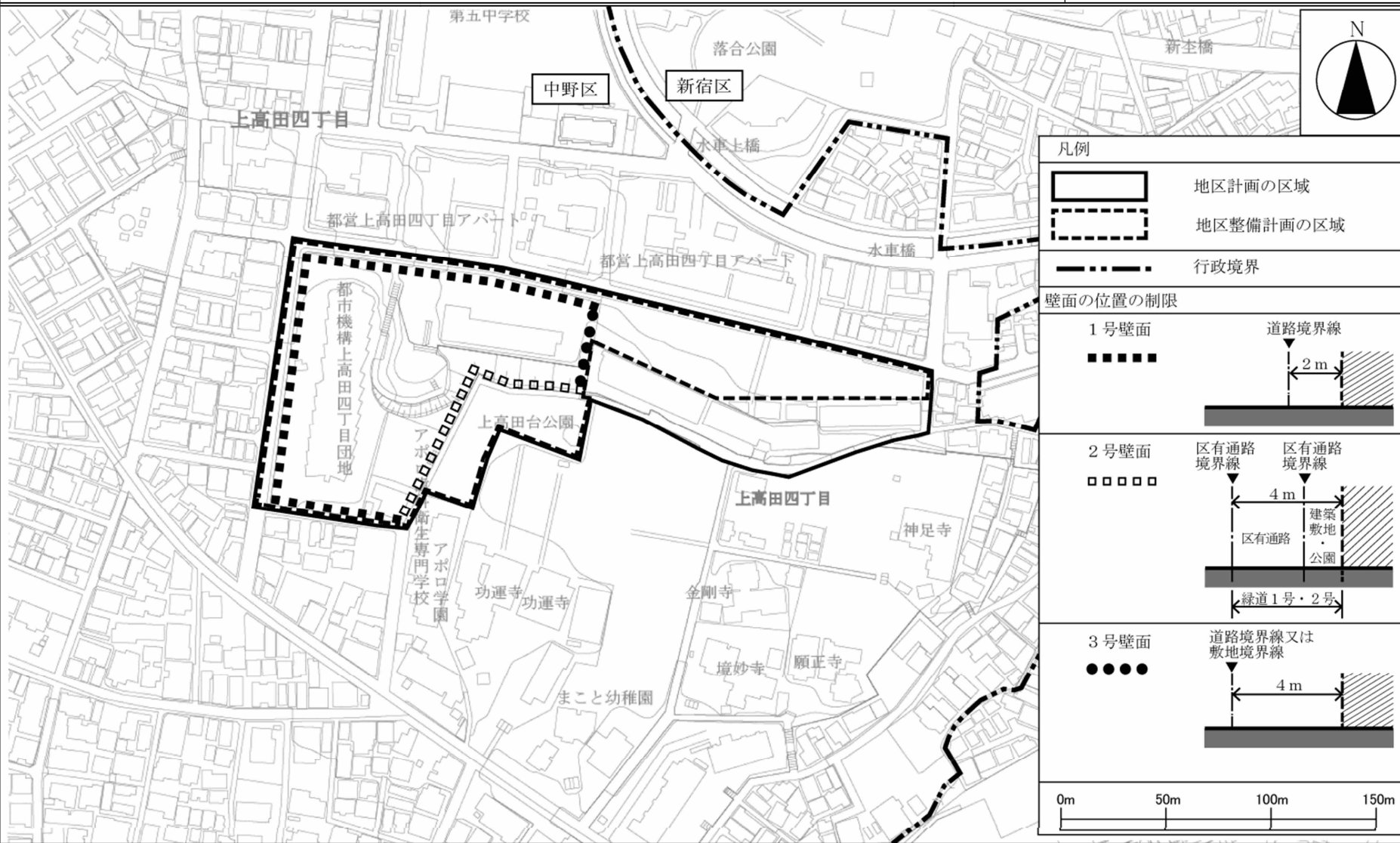


この地図は、東京都知事の承諾を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) MMT 利許第 04-K114-1 号 令和4年6月24日

東京都市計画地区計画

上高田四丁目 17番～19番地区地区計画 計画図3

[中野区決定]



凡例

- 地区計画の区域
- 地区整備計画の区域
- 行政境界

壁面の位置の制限

1号壁面
道路境界線
2m

2号壁面
区有通路境界線
4m
区有通路
建築敷地・公園
緑道1号・2号

3号壁面
道路境界線又は敷地境界線
4m

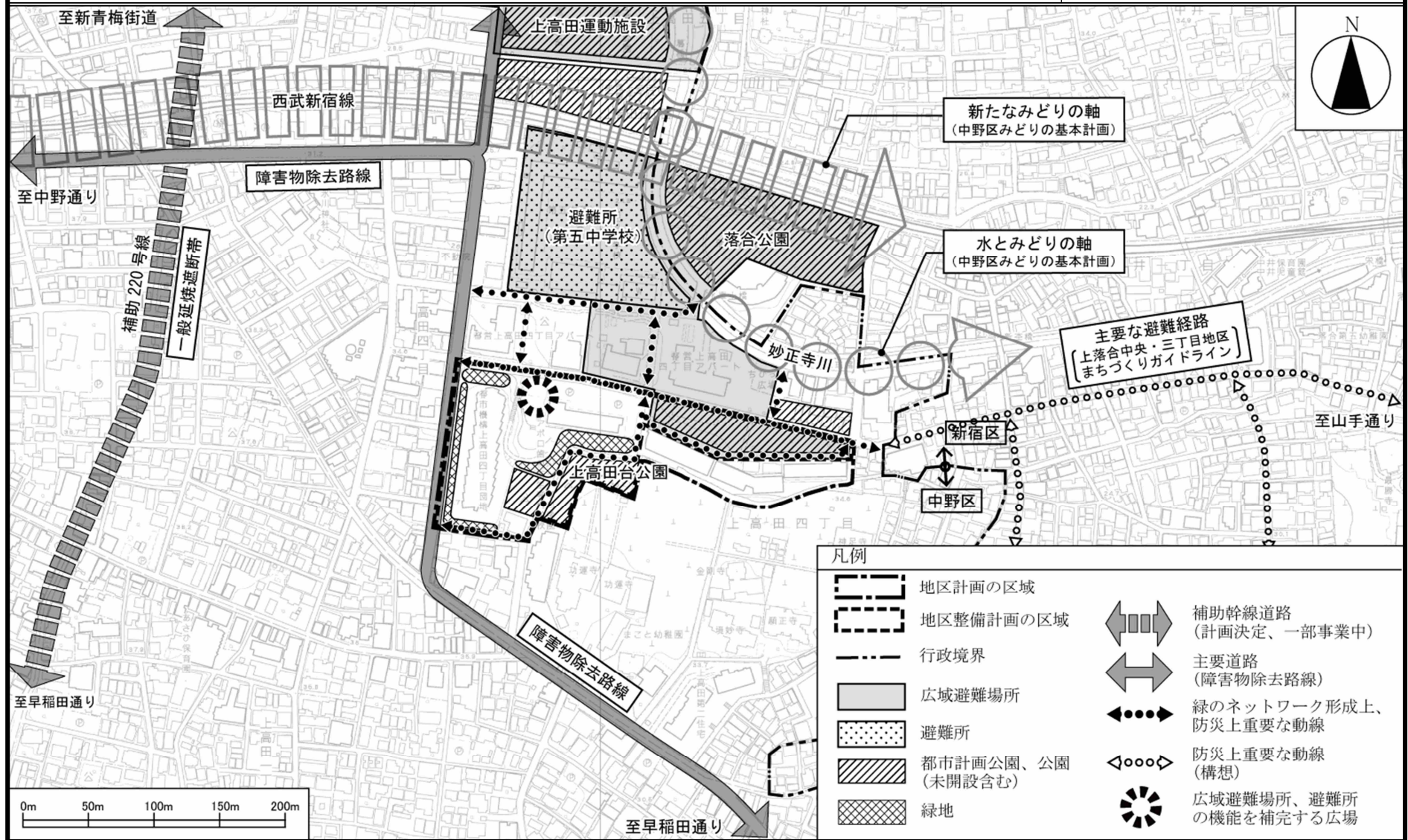
0m 50m 100m 150m

この地図は、東京都知事の承諾を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) MMT 利許第04-K114-1号 令和4年6月24日

東京都市計画地区計画

上高田四丁目17番～19番地区地区計画 方針附図

〔中野区決定〕



この地図は、東京都知事の承諾を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) MMT 利許第04-K114-1号 令和4年6月24日